

家庭系可燃ごみ有料指定袋制度の収益を活用したごみ減量施策等について

平成30年12月

木津川市廃棄物減量等推進審議会

目 次

1	はじめに	1
(1)	家庭系可燃ごみ排出量の推移と見込	1
(2)	家庭系可燃ごみ有料指定袋制の収益の見込み	4
2	収益を活用したごみ減量及び再資源化に資する環境施策	6
(1)	重点的に取り組む分野	6
(2)	実施すべき具体の事業の検討	7
(3)	収益を活用して実施すべき具体の事業	8
(4)	事業実施にあたっての全般的な留意事項	11
3	継続的な点検・評価・改善の仕組み	12
(1)	基本的な仕組み	12
(2)	点検・評価の目安となる指標	13
(3)	各事業の評価と改善の手法	16
(4)	今後の課題	17
【資料編】		
参考資料-1	仕分け作業シート	19
参考資料-2	諮問文	20
参考資料-3	審議会の検討の経過	21

1 はじめに

木津川市では、廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の答申（平成28年11月9日付、家庭系ごみ減量施策について（答申）。以下「前回答申」という。）を受けて、家庭系可燃ごみ有料指定袋制（以下「有料指定袋制」という。）導入に向けた基本方針を策定し、市民へ制度の周知を図るとともに導入に向けた準備を進め、平成30年10月1日から開始しました。

これにより、ごみ減量効果が期待されますが、「木津川市ごみ減量化推進計画（もったいないプラン）」に示された平成37年度における家庭系可燃ごみ排出量の目標値326g/人・日を達成するためには、有料指定袋制により生じる収益を活用したごみ減量及び再資源化に資する施策を継続的かつ効果的に実施し、有料指定袋制との相乗効果によるごみの減量を進める必要があります。

この答申は、木津川市が実施した個別地域説明会等における市民の声も踏まえ、審議会での議論の結果として、とりまとめたものです。

今後、「もったいないプラン」の基本理念の実現に向けて、更なるごみの減量及び再資源化のための環境施策を展開するにあたり、この答申の趣旨を尊重して施策の企画、立案及び実施に取り組むとともに、継続的な点検・評価・改善による効果的な展開を図られるよう提言します。

木津川市廃棄物減量等推進審議会

（1）家庭系可燃ごみ排出量の推移と見込

活用できる財源の規模を検討するための基礎とするとともに、ごみ減量の進捗を点検する目安とするため、「もったいないプラン」の基準年度（平成21年度）から目標年度（平成37年度）までの各年度における家庭系可燃ごみ排出量の推移と見込を設定します。

① 家庭系可燃ごみ排出原単位の推移（基準年度から平成29年度まで）

家庭系可燃ごみ排出量は人口の増減による影響を受けるため、まず、市民一人が1日に排出する可燃ごみの量（以下「排出原単位」という。）を求めます。

基準年度から平成29年度までは、公表された年間の収集実績をもとに、次の計算式により排出原単位を求めています。

【基準年度から平成29年度までの排出原単位】

$$\text{排出原単位 (g/人・日)} = \text{年間収集量 (g)} \div \text{9月末人口 (人)} \div 365 \text{日}$$

なお、可燃ごみを構成する「燃やすごみ」と「ビニール・プラスチックごみ」につい

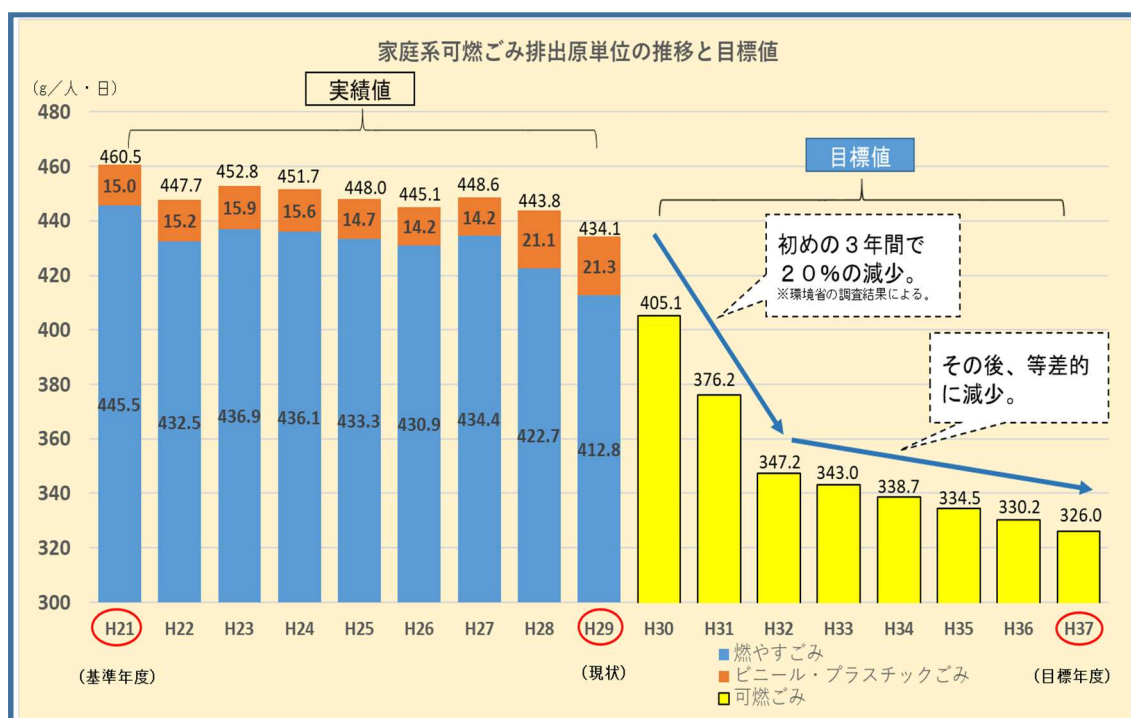
て、「もったいないプラン」ではそれぞれに減量の目標が示されていますが、平成30年10月からの収集区分の変更に伴い、平成30年度からは「燃やすごみ」と「ビニール・プラスチックごみ」を区分せず、可燃ごみとして表示しています。ただし、それぞれの正確な重量を把握することは困難になりますが、可燃ごみの組成調査を行い、その組成割合を把握することで、ごみ減量の進捗状況及び施策の検証を行う必要があります。

② 家庭系可燃ごみ排出原単位の目標値（平成30年度から目標年度まで）

平成30年度から目標年度までは、一般廃棄物処理有料化の手引き（環境省、平成25年4月発行）において、木津川市と同じ排出量単純比例型の有料化を実施した先進自治体では、実施後の初めの3年間で概ね20%の減量効果が得られたとの結果が示されていることから、平成29年度と比較して平成32年度に20%減少し、その後は目標年度の目標値まで毎年、等差的に減少する目標を設定しました。

その結果、目標年度までの各年度における排出原単位の推移と目標値は、図表1-1のとおりとなります。

【図表1-1】



③ 家庭系可燃ごみ排出量の推移と見込

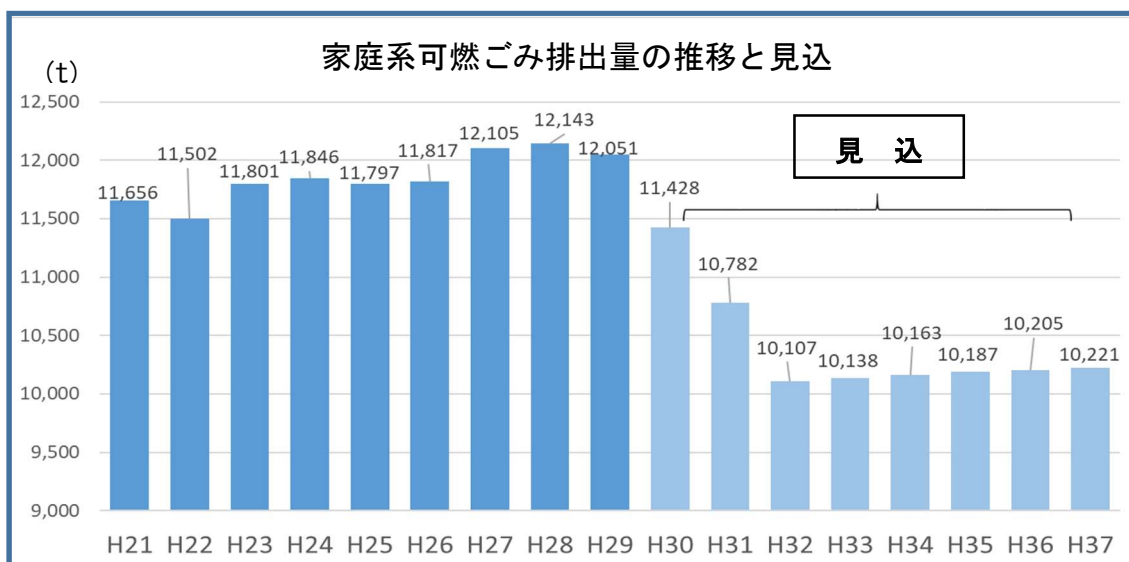
家庭系可燃ごみの排出量は、人口の増減と連動することから、排出原単位に各年度の9月末時点における推計人口を乗じ、平成30年度から目標年度までの排出量の見込を求めます（図表1-2）。

なお、各年度の推計人口は、平成29年9月末の人口（76,060人）から「もったいないプラン」で示された目標年度の推計人口（85,900人）まで等差的に増加するとしています。

平成30年度から平成32年度までは、排出原単位の減少が人口の増加による影響を上回り、排出量は減少します。その後は、排出原単位の減少と人口の増加による影響が概ね拮抗し、微増に転じると見込まれます。

有料指定袋制による収益を活用した環境施策の効果的な実施により、ごみ減量が促進されることで、家庭系可燃ごみの収集、運搬及び処分に係る経費の抑制が期待されます。

【図表1-2】



(2) 家庭系可燃ごみ有料指定袋制の収益の見込み

① 収入の見込額

収入の見込額を算出するにあたり、その年度の排出量を平成27年度に実施した燃やすごみの組成調査における見かけ比重（8.1kg/45L）で割ることにより、その処理に必要な45Lの有料指定袋の枚数を算出したうえで、その数値に45円を乗じます。

ただし、平成30年度は年度途中（10月1日）からのスタートであり、市がお試し袋セットとして一定数の有料指定ごみ袋を全戸配布していることから、排出量による収入の算出が困難であり、市が予算計上している額をもって収入の見込額とします。

【図表1-3】

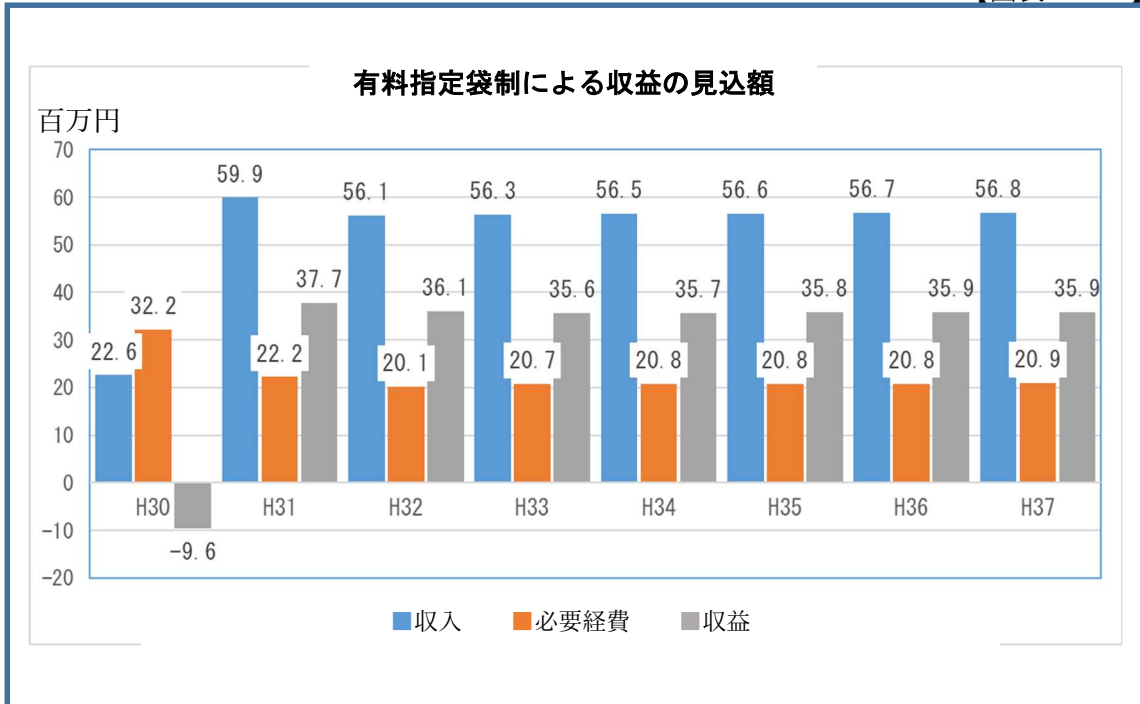
年 度	排出量(t)	消費枚数(千枚)	収入の見込額(百万円)
平成30年度	11,428	(1,411)	22.6
平成31年度	10,782	1,331	59.9
平成32年度	10,107	1,248	56.1
平成33年度	10,138	1,252	56.3
平成34年度	10,163	1,255	56.5
平成35年度	10,187	1,258	56.6
平成36年度	10,205	1,260	56.7
平成37年度	10,221	1,262	56.8

なお、図表1-3に示した収入の見込額は、平成27年度組成調査における見かけ比重、排出原単位の目標値及び推計人口から推計したものであり、今後、最新の組成調査結果や人口動態により継続的に補正し、推計の精度を高める必要があります。

② 収益の見込額

同制度の運用にあたり、有料指定袋の作成費や取扱店への販売手数料等の経費が必要です。排出量から算出される有料指定袋の消費枚数を基に、これらの経費を推計した結果、収入から必要経費を差引いた同制度による収益は、図表1-4のとおり見込まれます。

平成30年度については、10月1日以降の半年間の収入しか見込めないため、収支はマイナスとなりますが、その後は、若干の変動はあるものの年間約3,600万円の収益が見込まれます。



この見込額は、ごみ排出量の見込等から①により算出される収入の見込額と、ごみ排出量の推移と有料指定袋の適正な在庫管理を考慮した必要経費を基に推計しています。

そのため、実際のごみ排出量、各サイズの有料指定袋の使用割合及び社会経済情勢の変動による経費の増減等により、大きく変動する可能性があります。今後、ごみ排出の動向等に関する実績値を収集し、点検・評価により継続的に補正し、推計の精度を高める必要があります。

また、ごみの減量が進展すれば収入は減少することになりますが、減量効果を持続させるためには継続的に環境施策を実施し、いわゆるリバウンドを防止する必要があります。

このため、市が平成30年10月に設置した木津川市循環型社会推進基金を活用し、ある程度ごみの減量が進んだ後も継続的に必要な施策が実施できるよう、収益の一部を積立てるなどの計画的な運用が必要です。

2 収益を活用したごみ減量及び再資源化に資する環境施策

(1) 重点的に取り組む分野

【図表 2-1】

① ごみ減量施策の強化の視点

前回答申において、ごみ減量施策の強化の視点として、右の4つの視点が示されています。

財源を活用したごみの減量及び再資源化に資する環境施策の検討にあたって、これらの視点を踏まえることが必要です。

視点 1	意識啓発などソフト対策
<ul style="list-style-type: none"> 実践行動を踏まえた環境教育の推進 取組状況の「見える化」による「環境を守る心」の向上 人づくり、組織作り～パートナーシップの醸成～ 市民全体で減量化を推進するための組織体制の検討 	
視点 2	生ごみ減量化に向けた施策
<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ・堆肥を活用した研究所や農業関係者等との連携 給食センター、保育園等での生ごみ削減に向けた実証実験 	
視点 3	古紙類減量化に向けた施策
<ul style="list-style-type: none"> 雑紙・雑誌等古紙類を「燃やすごみ」から分別するための仕組みづくり 	
視点 4	他部局との政策統合による対策
<ul style="list-style-type: none"> ごみ問題を教育・福祉施策やまちづくり施策との政策統合により、効率的な展開 	

② 重点施策

【図表 2-2】

ごみ減量施策の強化の視点を踏まえ、重点的に取り組むべき環境施策の分野は、次の3つの重点施策とします。

なお、視点2及び視点3はいずれも直接的なごみ減量及び再資源化に関する視点であることから、これらの視点を統合し、燃やさないごみやビニール・プラスチック容器包装の混入への対策も含め、ひとつの施策に統合しています。

市は、これら3つの重点施策で具体の事業を実施することで、市民が継続的にごみの減量と再資源化を推進するための支援体制と、ごみの減量と再資源化の仕組みを構築する必要があります。

また、環境施策を通じて他の行政分野の課題解決にも繋がるよう、広い視野をもって全庁的な協力のもとに具体の事業を推進すること（以下「政策統合」という。）も、効果的な施策と考えます。




これについては、有料指定袋制の導入目的に適合する範囲で事業を実施する必要もあり、環境施策としての効果を十分に検討したうえで事業を実施することが求められます。

重点施策 1	環境意識啓発
<ul style="list-style-type: none"> まちの美化につながる環境教育や美化活動 市民活動を支える人づくり、組織づくり ごみ減量の「見える化」 	
重点施策 2	家庭系可燃ごみの減量等
<ul style="list-style-type: none"> 生ごみの減量 古紙類の減量 分別の徹底 	
重点施策 3	政策統合
<ul style="list-style-type: none"> 組織横断的なまちの美化や地球温暖化防止対策 教育、福祉部門との連携 	

(2) 実施すべき具体の事業の検討

重点施策ごとに、各委員から収益を活用して実施すべき取組みの案を募ったところ、総数 37 件の提案があり、取組の内容や目的が共通又は類似するものをまとめた結果、13 件の事業案となりました。

【図表 2-3】

<p>重点施策 1</p> <p>環境意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちの美化につながる環境教育や美化活動 ・市民活動を支える人づくり、組織づくり ・ごみ減量の「見える化」 	<p>提案件数</p> <p>15 件</p>	<p>取組内容や目的が共通・類似するものをまとめて事業化</p> 	<p>事業数</p> <p>5 件</p>
<p>重点施策 2</p> <p>家庭系可燃ごみの減量等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの減量 ・古紙類等の減量 ・分別の徹底 	<p>提案件数</p> <p>15 件</p>	<p>取組内容や目的が共通・類似するものをまとめて事業化</p> 	<p>事業数</p> <p>5 件</p>
<p>重点施策 3</p> <p>政策統合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織横断的なまちの美化や地球温暖化防止 ・教育、福祉部門との連携 	<p>提案件数</p> <p>7 件</p>	<p>取組内容や目的が共通・類似するものをまとめて事業化</p> 	<p>事業数</p> <p>3 件</p>

これら 13 件の事業案について、市における現在の実施状況や類似の事業の状況、また、先進自治体の事例等を踏まえて議論した結果、審議会として実施が必要と認める事業を次の (3) に示します。

なお、議論の過程においては、委員それぞれの立場から効果的かつ効率的な事業の実施に向けて多くの意見が出されましたが、その中で特に重要と考えられるものを留意事項として示しているため、事業実施に際しては十分に配慮してください。

(3) 収益を活用して実施すべき具体の事業

重点施策 1

環境意識啓発

事業番号	1-①	事業名	地域学習会（出前講座）
目的 効果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な分別の徹底による可燃ごみの減量 ○ 家庭系ごみ全般の発生抑制 ○ 地域活動の核となる人づくり、組織づくり 		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 出前講座方式の学習会の開催 ● 参加者募集方式の学習会の開催 ● 市民の自主的な学習会等への専門家派遣 		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体験型、実践型の講座により、分かりやすい構成とする。 ・ 身近な取組み（生ごみの水切り）や家計に着目した内容を盛り込み、多様な切り口から実践行動に繋がるよう工夫する。 ・ 参加者の特性（こども、高齢者等）に配慮する。 		

事業番号	1-②	事業名	（仮称）市民提案型ごみ減量活動等補助金
目的 効果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な価値観、柔軟な発想に基づくごみ減量等活動の実現 ○ 先進事例の創出と市民等への普及 ○ 地域活動の核となる人づくり、組織づくり 		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民等による自主的・主体的な下記の取組みに補助金を交付 <ul style="list-style-type: none"> ① 継続的なごみ減量活動（補助率 10/10、上限額 10 万円） ② 先進的なごみ減量活動（補助率 10/10、上限額 30 万円）※例外あり 		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ ②のうち、特に先進的であり市民等への普及による大きなごみ減量効果等が期待される取組については、上限額にとらわれず必要額での支援を検討する。 ・ 環境分野以外の課題解決にもつながる取組み（福祉連携など）を優先する。 		

事業番号	1-③	事業名	不法投棄等対策
目的 効果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有料指定袋制の導入に伴う不法投棄等の防止 ○ 不法投棄等の防止による地域住民の負担軽減 ○ 地域の治安や住環境の向上 		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 不法投棄等監視カメラの無償貸与 ● 不法投棄パトロールの継続実施 		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集拠点への不適正排出にも対応する。 ・ 商業施設等への家庭系ごみの持ち込みについて、事業者等と連携して必要な対策を検討する。 ・ 周辺住民のプライバシーに配慮する。 		

事業番号	1-④	事業名	情報発信事業
目的 ・ 効果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資源とごみに関する正しい知識の普及促進 ○ ごみの減量と再資源化に関する現状の周知 ○ ごみの減量と再資源化の更なる促進 		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の刊行物（ガイドブック等）の改訂 ● 資源とごみに関する正しい知識の積極的な発信 ● 有料指定袋制の実施状況と財源活用に関する情報の発信 		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要になった物を優先的に資源へ分別できる内容とする。 ・ ごみの出し方（ルール）の必要性・必然性が理解されるよう、収集後の再資源化や処分の工程も見える化する。 ・ ごみの減量等による家計面への影響など、市民が実感しやすい視点から減量等の効果を発信する。 ・ 雑がみや生ごみの資源化など、他の事業と関連する情報を積極的に発信する。 		

事業番号	1-⑤	事業名	市民活動の表彰制度
目的 ・ 効果	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの減量等に関する優れた取組みの発掘 ○ 優れた取組みの市民等への普及による波及効果の創出 ○ 地域活動の核となる人づくり、組織づくり 		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの減量等に関する優良事例の公募・表彰 ● 優良事例の発信による市民等への普及の促進 		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ （仮称）市民提案型ごみ減量活動等補助金により、優良事例の創出や市民等への普及を支援する。 ・ 民間企業、学校、市民団体及び個人等が広く応募できるよう配慮する。 		

重点施策 2

家庭系可燃ごみの減量等

事業番号	2-①	事業名	リサイクル活動の拠点の確保
目的 ・ 効果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境学習の機会提供 ○ 環境分野で活動する市民団体等の支援・育成 ○ ごみ減量等に関する実践活動の場の提供 		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民団体等の活動拠点及び事務局機能の確保 ● 既存施設を活用した地域巡回型の実践活動の展開 ● 環境施策における民間活力の積極的な活用 		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの市民が利用する商業施設等でも地域巡回型の実践活動を展開し、効果的な学習機会の提供や新たな活動人材の獲得に努める。 		

事業番号	2-②	事業名	古紙集団回収事業の充実
目的 ・ 効果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再資源化が可能な古紙類等（循環資源）の回収量の増加 ○ 可燃ごみへの再資源化が可能な古紙類等（循環資源）の混入率の低減 ○ 地域活動の核となる人づくり、組織づくり 		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 雑がみ袋の配布による雑がみの集団回収量の増加 ● 再資源化が可能な古紙類等に関する情報発信 ● 出前講座等を通じた新たな実施団体の育成 		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の実施団体へ循環資源となる雑がみの正しい知識を普及させる。 ・ 情報発信事業等も活用し、可燃ごみとして排出される古紙類等の実態や、循環資源としての位置付けを広く周知する。 		

事業番号	2-③	事業名	生ごみ処理容器の普及促進
目的 ・ 効果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生ごみ処理容器の普及によるごみ（一般厨芥類）の削減 ○ 生ごみを循環資源とする認識の普及 ○ ごみ減量等の実践行動への誘導 		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ● ダンボールコンポスト講習会の機会増大 ● バイオ式生ごみ処理容器貸出事業の拡充 		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が気軽に取り組める実践行動となるよう、親しみやすい講座名や事業名等を検討する。 ・ 効果的な普及に向け、地域や学校単位での取組みを推進する。 		

事業番号	2-④	事業名	使用済み食用油再資源化事業
目的 ・ 効果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 処分に係る環境負荷の低減 ○ 可燃ごみの減量 ○ ごみ減量等の実践行動への誘導 		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用済み植物系食用油の拠点回収 ● 使用済み植物系食用油の再資源化 		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ ペットボトルを利用した回収など、市民の利便性に配慮する。 ・ 資源化の状況を見える化する。 		

事業番号	2-⑤	事業名	ごみ分別アプリ配信事業
目的 ・ 効果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 双方向通信による効果的な情報提供（分別や収集日の検索） ○ 迅速かつ的確な情報提供による再資源化とごみ減量の促進 		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ● スマートフォンに対応したごみ分別アプリの配信 ● 分別検索機能や画像掲載機能による的確な情報提供 ● アプリの多言語化 		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 双方向通信の特性を活用し、メール配信サービスで実現が困難なサービスの提供に努める。 ・ 最大限の普及に取り組み、将来的にはメール配信サービスや紙媒体との重複の解消をめざす。 		

重点施策 3

政策統合

事業番号	3-①	事業名	生ごみの再資源化事業
目的 ・ 効果			<ul style="list-style-type: none"> ○ 生ごみに関する資源循環のモデルを構築 ○ 家庭から排出される生ごみの再資源化に向けた市民理解の醸成 ○ 環境学習及び食育の機会の提供
事業概要			<ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き、学校給食残渣の完全堆肥化を実施 ● 堆肥を市内で利用し、生産物の消費を通じた資源循環のモデルを構築 ● 京都大学大学院農学研究科附属農場や木津高等学校など、事業に関連する教育機関との連携
留意事項			<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産農家、学校及び家庭など、堆肥を利用する主体に応じた適切な提供方法を検討する。 ・ 資源循環の各工程（排出、再生、利用、消費）を見える化するとともに、市民が各工程に直接触れる機会の創出に努める。 ・ （仮称）市民提案型ごみ減量活動等補助金の活用などにより、市内完結型の循環モデル構築を促進する。

事業番号	3-②	事業名	レジ袋削減の促進
目的 ・ 効果			<ul style="list-style-type: none"> ○ レジ袋の発生抑制 ○ 身近な2R活動（発生抑制と再使用）の実践
事業概要			<ul style="list-style-type: none"> ● 商業者等への協力要請 ● 商業者等による自主的なレジ袋削減に向けた取組みの広報 ● レジ袋削減に向けた市民への意識啓発
留意事項			<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品の特性に配慮しながら、食品以外の売り場における取組みの拡大をめざす。 ・ 国におけるレジ袋削減の取組みに留意する。

事業番号	3-③	事業名	学校等における環境学習への支援
目的 ・ 効果			<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの減量等の実践行動へ誘導 ○ ごみの減量等の優良事例の創出 ○ 地域活動の核となる人づくり、組織づくり
事業概要			<ul style="list-style-type: none"> ● 各学校の創意工夫による多様な取組みを財政面から支援 ● その他、取組みの実現に向けた支援（相談窓口） ● 各学校における取組みの積極的な情報発信
留意事項			<ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的な情報提供により学校間の普及を後押しする。

（４）事業実施にあたっての全般的な留意事項

① 既存事業の継続と活動の継承

収益を活用して実施すべき具体の事業の検討に際し、下記の既存事業については、現行のとおり継続実施を求める意見がありました。

また、「ぎゅっとひとしぼり運動」に代表される生ごみの水切りの徹底については、生ごみの減量に向けた基本的な実践行動として、あらゆる機会をとらえて更なる啓発を図る必要があります。

【継続が必要な既存事業】

- アダプトプログラム（里親制度）等
- ふれあい収集

② 社会の潮流や地域の実情を踏まえた事業の実施

事業の実施にあたっては、循環型社会の形成に向けた世界的な潮流や全国的な動向の把握に努め、新たな社会的な要求に対応できるよう絶えず情報を収集する必要があります。

また、少子高齢化等による地域コミュニティ（地域住民のつながりによる互助活動）の衰退など、市民の生活基盤に関わる課題への対応も視野に入れ、全国の先進自治体の取組みを十分に調査研究するとともに、市が自治会等の地域団体や地域住民と積極的に関わる姿勢が求められます。

3 継続的な点検・評価・改善の仕組み

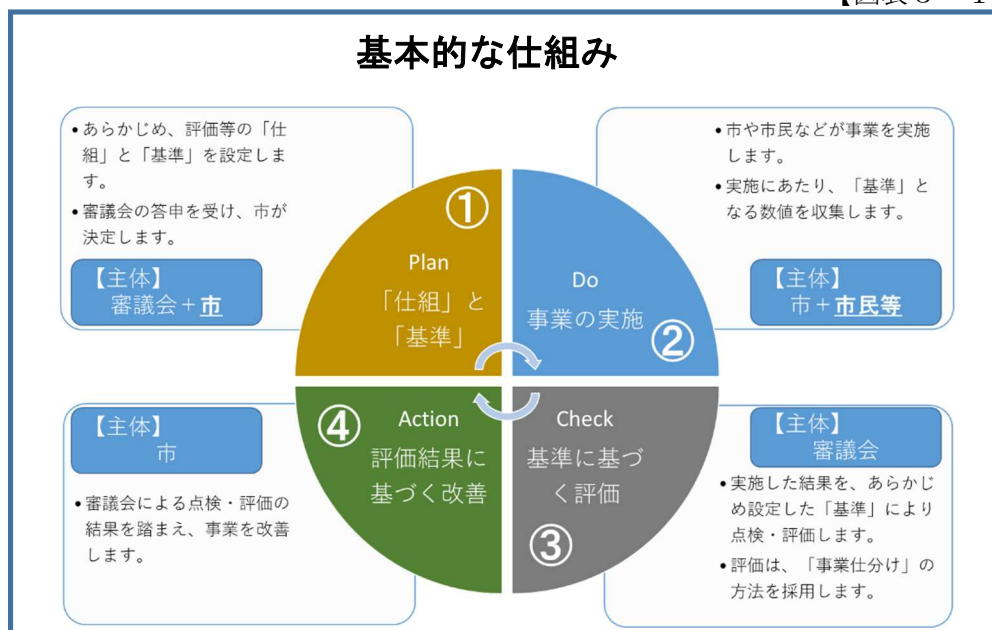
（1）基本的な仕組み

事業を効率的に実施し、ごみ減量等の効果を継続的に発揮するためには、ごみ減量等の現状と環境施策の進捗や効果を絶えず点検・評価し、必要な改善を行う必要があります。

そのため、PDCAサイクルによる継続的な点検・評価・改善に取り組むこととし、各工程の実施主体や基本的な考え方を図表3-1に示します。

また、これにあたり、必要な基礎数値を把握するため、家庭系可燃ごみの組成調査を毎年度実施することが重要です。

【図表3-1】



(2) 点検・評価の目安となる指標

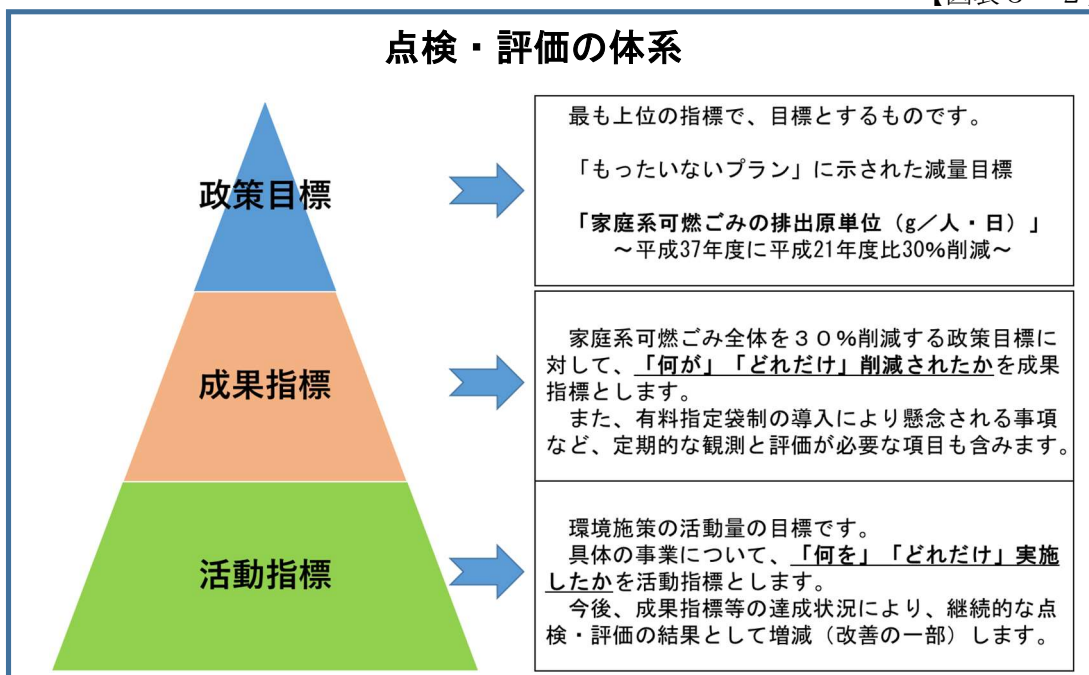
① 点検・評価の体系

「もったいないプラン」に示された平成37年度の家庭系可燃ごみの排出原単位の減量目標を達成すべき最も上位の目標（政策目標）とし、その達成に向けて必要となる可燃ごみを構成する各要素の減量等の目安（成果指標）を定めます。

また、これらの目標や指標を達成するために実施する環境施策の活動量（事業活動の量）を活動指標とします。

図表3-2に示すように、三層構造の体系的な基準により点検・評価を実施することで、家庭系可燃ごみの減量に向け、どの要素の減量や改善が遅れていて、どのような対策が必要かを明らかにし、これにより環境施策の効果的な改善に取り組むことが重要です。

【図表3-2】



② 政策目標の各年度の数値

「もったいないプラン」の目標年度である平成37年度まで、各年度の評価の目安となる数値を設定します。

各年度の数値は、1(1)②のとおり、有料指定袋制の導入後、初めの3年間で20%減量し、その後は目標年度（平成37年）まで毎年同じ割合で減少するとして設定しています。なお、基準となる数値は、有料指定袋制の導入直前となる平成29年度とします。

【図表 3-3】

項 目	単 位	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
家庭系可燃ごみ排出原単位	g/日・人	434.1	405.1	376.2	347.2	343.0	338.7	334.5	330.2	326.0
H 2 9 比 減 量 重 量	g/日・人	—	29.0	57.9	86.9	91.1	95.4	99.6	103.9	108.1
減 量 達 成 率	%	—	26.8	53.6	80.4	84.3	88.3	92.1	96.1	100

③ 成果指標の具体的な項目と数値

成果指標は、「もったいないプラン」に実行可能な減量目標の基礎として示された、家庭系可燃ごみの減量・再資源化目標（5項目、以下「減量・再資源化目標」という。）に、可燃ごみを構成する廃プラスチックと有料指定袋制の導入により増加が懸念される不法投棄に関する項目を加え、7項目を設定します。

各年度の数値設定の基準となる現状値について、減量・再資源化目標（5項目）は組成調査により明らかとなる数値であることから、最新の調査年である平成27年度の数値とします。

廃プラスチックは、もったいないプランに削減率と削減後の重量が示されていることから、もったいないプランの基準年度（平成21年度）を現状値とし、不法投棄に関しては、最新の実績値である平成29年度を現状値とします。

また、平成37年度の減量目標について、不法投棄以外の6項目は、もったいないプランに具体的な減量目標が示されていることから、その示された削減率とします。不法投棄については、京都市において、有料指定袋制による手数料収入を活用して防止策を講じた結果、有料指定袋制の導入前と比較して認知件数が10年間で約75%減少したとのデータがあることから、平成37年度に7割の削減をめざします。

【図表 3-4】

項 目	単 位	現状値	H37に目指す値	減 量 の 目 標
古紙類等の混入量	g/日・人	61.4	12.3	▲49.1g（8割を削減）
一般厨芥類(生ごみ)の重量	g/日・人	172.1	154.9	▲17.2g（1割を削減）
他の分別(容器包装)の混入量	g/日・人	23.7	0.0	▲23.7g（皆減）
他の分別(ガラス・金属)の混入量	g/日・人	1.4	0.0	▲1.4g（皆減）
手つかず食品の混入量	g/日・人	21.4	4.3	▲17.1g（8割を削減）
廃プラスチックの重量	g/日・人	15.0	14.2	▲0.8g（H21から5%削減）
不法投棄の認知件数	件	209	63	▲146件（7割を削減）

次に、現状値から平成37年度までの各年度の数値については、政策目標における各年度の減量達成率と同様に推移するとして設定します。

成果指標の多くは、組成調査の結果により点検・評価することとなりますが、抽出調査の特性上、市全体の実情に対して一定の誤差の発生が想定されることから、単年度の

調査結果のみでごみ減量等の進捗を判断することは危険です。あくまでも、図表3-5に示す各年度の数値は、点検・評価の目安であり、複数年度間の傾向を踏まえて判断することが重要です。

【図表3-5】

項目	単位	現状値	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
古紙類等の混入量	g/日・人	61.4	48.2	35.1	21.9	20.0	18.1	16.2	14.2	12.3
一般厨芥類(生ごみ)の重量	g/日・人	172.1	167.5	162.9	158.3	157.6	156.9	156.3	155.6	154.9
他の分別(容器包装)の混入量	g/日・人	23.7	17.3	11.0	4.6	3.7	2.8	1.9	0.9	0.0
他の分別(ガラス・金属)の混入量	g/日・人	1.4	1.0	0.7	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.0
手つかず食品の混入量	g/日・人	21.4	16.8	12.3	7.7	7.0	6.3	5.7	5.0	4.3
廃プラスチックの重量	g/日・人	15.0	14.8	14.6	14.4	14.3	14.3	14.3	14.2	14.2
不法投棄の認知件数	件	209	170	131	92	86	80	74	69	63

④ 活動指標の具体的な項目と数値

活動指標は、ごみの減量等を達成するために、市や市民等が各年度に取り組むべき活動の「量」です。

収益を活用して実施するべき具体の事業ごとに設定します。

本答申における活動指標は、市における類似事業の実施状況やおよその予測に基づく潜在的な市民のニーズ等を勘案して設定をするもので、今後の点検・評価において、実績に基づく効果、必要性及び課題等を踏まえ、継続的に見直す必要があります。

【図表3-6】

事業番号	活動指標	単位	各年度の目標値						
			H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
1-①	学習会等の開催回数	回/年	12	24	24	24	24	24	24
1-②	補助金の交付件数	件/年	6	6	7	7	7	7	7
1-③	監視カメラの貸出件数	件/年	6	12	12	12	12	12	12
1-④	広報への折込回数	回/年	6	6	6	6	6	6	6
1-⑤	表彰事例の数	件/年	3	5	5	5	5	5	5
2-①	市民団体の情報発信	回/年	12	12	12	12	12	12	12
2-②	雑がみの集団回収量	t/年	575.5	809.4	843.5	877.5	912.4	946.5	980.5
2-③	講習会等の参加者数	人/年	300	340	380	420	460	500	540
2-④	回収拠点の箇所数	箇所	3	5	10	15	20	25	30
2-⑤	アプリの利用者数	人	3,000	6,000	9,000	12,000	15,000	18,000	21,000
3-①	給食堆肥の市内消費量	t/年	5	10	20	30	40	45	45
3-②	要請回数	回/年	1	1	1	1	1	1	1
3-③	累計実施校等数	校等	3	6	9	12	15	18	20

⑤ 成果指標と具体の事業の関係

各事業の効果を点検する際の参考として、成果指標の各項目に関連が深いと考えら

れる事業を図表3-7に整理します。

なお、事業番号1-②、1-⑤及び3-③は、すべての指標に関連すると考えられます。

【図表3-7】

成果指標の各項目と関連が深い事業		
成果指標	事業番号	事業名
古紙類等の混入量	施策1-④	情報発信事業
	施策2-②	古紙集団回収事業の充実
一般厨芥類(生ごみ)の重量	施策2-③	生ごみ処理容器の普及促進
	施策3-①	生ごみの資源化事業
他の分別(容器包装)の混入量	施策1-④	情報発信事業
	施策2-⑤	ごみ分別アプリ配信事業
	施策3-②	レジ袋削減の促進
他の分別(ガラス・金属)の混入量	施策1-④	情報発信事業
	施策2-⑤	ごみ分別アプリ配信事業
手つかず食品の混入量	施策1-①	地域学習会(出前講座)
	施策1-④	情報発信事業
廃プラスチックの重量	施策1-①	地域学習会(出前講座)
	施策2-①	リサイクル活動の拠点の確保
不法投棄の認知件数	施策1-③	不法投棄対策

(3) 各事業の評価と改善の手法

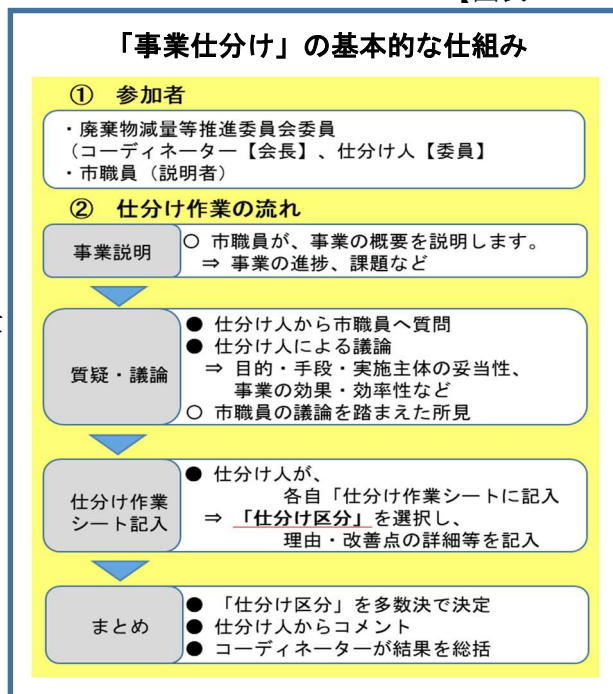
① 「事業仕分け」の基本的な仕組み

【図表3-8】

収益を活用して実施した各事業の評価と改善にあたっては、「事業仕分け」の基本的な仕組みを活用することが重要です。

「事業仕分け」は、行政サービス等について、市民の目線で必要性や事務の進め方を議論し(評価)、現状における問題点や今後のあり方を考える(改善)ための仕組みです。

毎年度、当審議会による「事業仕分け」を実施し、その結果を市へ報告することで、継続的な事業の改善に取り組む必要があります。



② 具体的な仕分け作業

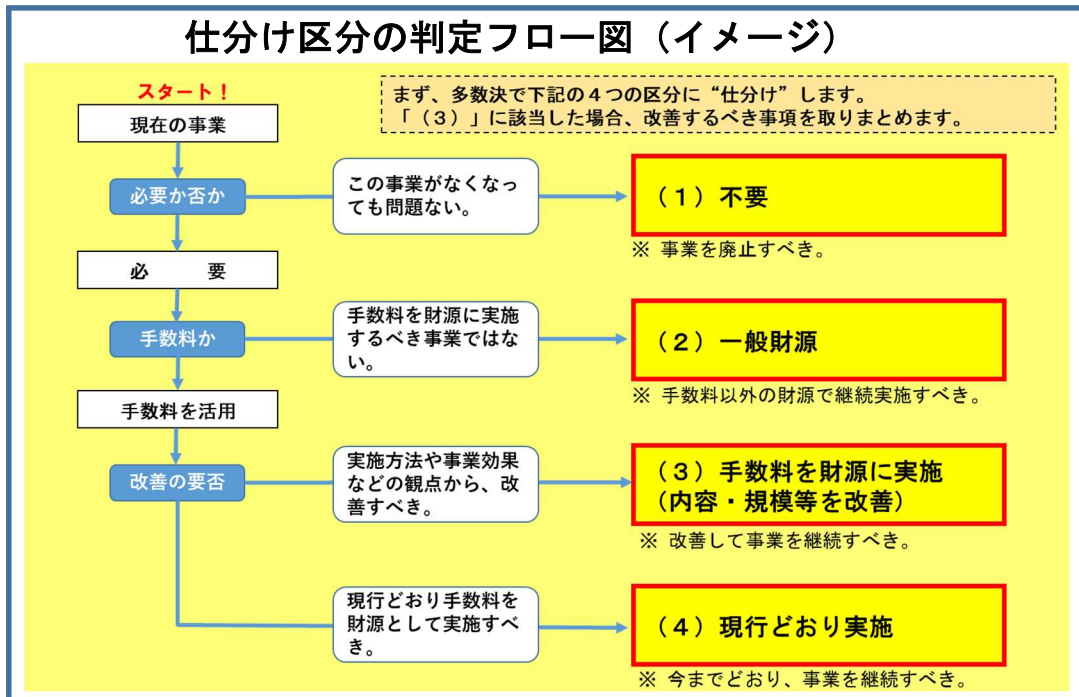
各事業について、参考資料-1「仕分け作業シート」を活用し、仕分け人が各自の仕

分け結果を作成します。

次に、各仕分け人の仕分け区分を集計し、多数決で全体の仕分け区分を決定します。

その後、必要に応じて具体的な改善のアイデアや今後の留意事項をとりまとめ、市へ提言します。

【図表 3-9】



③ 点検・評価の結果の活用等

市においては、当審議会が実施する点検・評価について、必要な数値の把握・提供はもとより、この取り組みが継続的かつ効果的なごみ減量等の実現に不可欠な取り組みであるとの認識のもと、提言を真摯に受け止め、次年度以降の事業に反映されるよう努めてください。

(4) 今後の課題

ごみ減量施策の評価・検討に際しては、古紙類や廃プラスチック類に関しては、今後、国際的な情勢にも影響されることも懸念されます。全国的な先進事例等を十分に調査研究し、継続してごみ減量施策を検討することが必要です。

また、収益を活用した環境施策を継続して実施するためには、有料指定袋の購入費用など経費の削減に努めることが必要です。特にプラスチック製品削減の機運が国内外で高まっており、生分解素材や生物由来素材の活用を期待する意見もあることから、社会的な必要性や市民のニーズを踏まえて、有料指定袋の仕様や調達方法等、可能な限りの経費節減に努めることが重要です。

資 料 編

参考資料－２

〇木ま美第２２７号

平成３０年７月４日

木津川市廃棄物減量等推進審議会
会長 橋本 征二 様

木津川市長 河井 規子

家庭系可燃ごみ有料指定袋制度の収益を活用したごみ減量施策等
について（諮問）

木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成１９年規則第９８号）第４条の規定により、下記の事項について諮問します。

記

（諮問事項）

家庭系可燃ごみ有料指定袋制導入により得られた収益を活用したごみ減量及び再資源化に資する施策及びその施策の評価等の仕組みについて

（諮問理由）

地球規模で進む温暖化対策等が求められている状況の下、本市では、循環型社会の形成に向けて、更なるごみ減量を推進するため、家庭系可燃ごみ有料指定袋制を平成３０年１０月１日から導入することとしており、本制度により得られた収益を活用して、市民の皆さんと共にごみ減量を更に推進するための施策を展開することが必要であると考えています。

つきましては、この財源を活用した更なるごみの減量に資する具体的な環境施策及びその環境施策がごみ減量等に資するために継続的な点検・評価・改善を行う仕組み等について、貴審議会の意見を求めます。

審議会の検討の経過

開催日(平成30年度)		主な内容
第1回	7月 4日	1 委員委嘱 2 諮問 3 審議会の運営について 4 ごみ減量等に向けた取組みの現状について 5 廃棄物減量等推進審議会の今後のスケジュール感について
第2回	8月22日	1 家庭系可燃ごみの排出量と財源見込額 2 家庭系可燃ごみの減量等に向けた事業の検討 3 継続的な点検・評価・改善の仕組みについて
第3回	10月 9日	1 家庭系可燃ごみの減量等に向けた事業の検討
第4回	11月 6日	1 家庭系可燃ごみの減量等に向けた事業の検討 2 継続的な点検・評価・改善の仕組みについて
第5回	12月 7日	1 答申について